UENO Toshihiko; uenot_gosudarstvo@yahoo.co.jp; http://www.geocities.jp/collegelife9354/index.html

10. 日ソ共同宣言

1. 民主党鳩山一郎首相の登場

吉田　茂（自由党）　親米路線

鳩山一郎（民主党）　対米自主路線

鳩山の外交ブレーン・杉原の日ソ交渉原則案（1954 年 2 月 12 日）

①歯舞・色丹について領土権を主張

②歯舞・色丹の早期返還の主張

③千島・樺太については放棄を決意しつつ将来の交渉に残す

④領土問題の解決をもって国交回復の先決条件としない

2. 日ソ平和条約交渉の開始

1954 年 9 月 25 日　米国務省対ソ書簡。

1952 年 10 月 7 日に歯舞群島上空で撃墜された米軍機の賠償を請求。

平和条約・ヤルタ協定の「クリル諸島」は歯舞を含まず。

10 月 12 日　マレンコフ・周恩来ソ中両国首相、共同声明で日本との国交正常化を呼びかける（日米関係の修正要求はなし）。

11 月 7 日　歯舞上空で再び米軍機撃墜。

12 月 10 日　鳩山政権発足。

1955 年新年　鳩山、記者会見でソ連・中国との国交回復に意欲。

1 月 26 日　ダレス米国務長官、アリソン駐日大使を介して重光外相に、①ソ連との取り決めは日米安保条約・日華平和条約に抵触しないようにする、②サンフランシスコ条約と矛盾しないようにする、③歯舞、色丹は日本領土との日本の主張を支持する、と伝える。

2 月 4 日　島駐米大使、フーヴァー米国務次官に、クリル諸島返還要求を支持するよう求める。

4 月 9 日　「米国の対日政策」採択。

①日本が共産国と政治的に結びつくことに反対。

②歯舞、色丹に対する主権要求を支持。

4 月 20 日　シーボルト米国務次官補の覚書。

「クリル諸島の一部を要求する日本の主張を激励する強い政治的理由がある」。

5 月 24 日　松本全権への訓令（未公開）、閣議決定。

①歯舞・色丹の返還。

②千島・南樺太の返還。

米国はソ連側の譲歩の可能性をおそれていた。

6 月 3 日　ロンドンで日ソ平和条約交渉開始（松本全権・マリク・ソ連駐英大使）。

8 月 4 日　フルシチョフ・ソ連共産党第 1 書記、日米にくさびを打ち込むため、歯舞・色丹の引渡しを決断し、マリクから松本に伝えられる。

日本外務省内親米派、米国は日ソ交渉妥結を憂慮。

8 月 18 日　日本外務省幹部会、4 島返還を要求することに決定？

8 月 20 日　寺岡・外務省欧州参事官、4 島返還要求を朝日新聞にリーク。

8 月 25 日　松本全権、20 日の記事に驚き、ソ連の 2 島返還への譲歩を共同通信→毎日新聞にリーク。

重光と寺岡は松本の電報を鳩山に知らせず、2 島返還というソ連の譲歩を隠しておき、2 島返還に対抗する 4 島返還論の新方針を首相と相談せずに決定して、新聞にリークして既成事実化。

8 月 30 日　松本全権、マリクに 4 島返還の新方針を伝える。マリクは拒否。交渉は行き詰まる。
9 月 15 日　松本全権、帰国。
9 月　ダレス米国務長官、ソ連のクリル諸島・南サハリン領有を認めてはならない、などを日本に伝える。
10 月 5 日　松本、歯舞・色丹の返還で妥結すべきと毎日新聞紙上で主張。

3. 日ソ平和条約交渉の再開

1956 年 4 月 27 日　漁業交渉のためモスクワ入りした河野一郎農相、ブルガーニン首相との会談で平和条約交渉再開を合意。
7 月 31 日　重光全権、シェピーロフ外相と交渉開始。
重光、4 島返還、2 島返還+残り 2 島の継続交渉、2 島返還+サ条約確認と次々に提案。
8 月 12 日　重光、ソ連案（2 島返還）で妥結を決意。
日本政府、ソ連案拒否で合意。
8 月 19 日　重光、交渉を中断し、ロンドンでダレスと会い、2 島返還妥結を説明するが、ダレスはそれなら米国は沖縄を返さないと恫喝。
鳩山は平和条約なしの国交正常化（アデナウアー方式）を決意。
10 月 19 日　日ソ共同宣言調印。
「平和条約締結後に歯舞・色丹を日本に引き渡す」。

日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との共同宣言[1]

1956年10月13日から19日までモスクワで、日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の全権団の間で交渉が行われた。
日本国側からは、
内閣総理大臣　鳩山一郎
農林大臣　河野一郎
衆議院議員　松本俊一
が参加し、
ソヴィエト社会主義共和国連邦側からは、
ソヴィエト連邦大臣会議議長　エヌ・ア・ブルガーニン
ソヴィエト連邦最高会議幹部会員　エヌ・エス・フルシチョフ
ソヴィエト連邦大臣会議議長第一代理　ア・イ・ミコヤン
ソヴィエト連邦第一外務次官　ア・ア・グロムイコ
ソヴィエト連邦外務次官　エヌ・テ・フェドレンコ
が参加した。
相互理解と協力のふん囲気のうちに行われた交渉を通じて、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との相互関係について隔意のない広範な意見の交換が行われた。日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間の外交関係の回復が極東における平和及び安全の利益に合致する両国間の理解と協力との発展に役だつものであることについて完全に意見が一致した。
日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦の全権団の間で行われたこの交渉の結果、次の合意が成立した。
1　日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の戦争状態は、この宣言が効力を生ずる日に終了し、両国の間に平和及び友好善隣関係が回復される。

[1] 外務省『我らの北方領土　資料編』2023 年版、24-25 頁（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100646947.pdf）。

２　日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間に外交及び領事関係が回復される。両国は、大使の資格を有する外交使節を遅滞なく交換するものとする。また、両国は、外交機関を通じて、両国内におけるそれぞれの領事館の開設の問題を処理するものとする。

３　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、相互の関係において、国際連合憲章の諸原則、なかんずく同憲章第２条に掲げる次の原則を指針とすべきことを確認する。

（ａ）その国際紛争を、平和的手段によって、国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように、解決すること。

（ｂ）その国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、それぞれ他方の国が国際連合憲章第51条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有することを確認する。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、経済的、政治的又は思想的のいかなる理由であるとを問わず、直接間接に一方の国が他方の国の国内事項に干渉しないことを、相互に、約束する。

４　ソヴィエト社会主義共和国連邦は、国際連合への加入に関する日本国の申請を支持するものとする。

５　ソヴィエト社会主義共和国連邦において有罪の判決を受けたすべての日本人は、この共同宣言の効力発生とともに釈放され、日本国へ送還されるものとする。

また、ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要請に基づいて、消息不明の日本人について引き続き調査を行うものとする。

６　ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国に対し一切の賠償請求権を放棄する。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、1945年8月9日以来の戦争の結果として生じたそれぞれの国、その団体及び国民のそれぞれ他方の国、その団体及び国民に対するすべての請求権を、相互に、放棄する。

７　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定したかつ友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉をできる限りすみやかに開始することに同意する。

８　1956年5月14日にモスクワで署名された北西太平洋の公海における漁業に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の条約及び海上において遭難した人の救助のための協力に関する日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の協定は、この宣言の効力発生と同時に効力を生ずる。

日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、魚類その他の海洋生物資源の保存及び合理的利用に関して日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦が有する利害関係を考慮し、協力の精神をもって、漁業資源の保存及び発展並びに公海における漁猟の規制及び制限のための措置を執るものとする。

９　日本国及びソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国間に正常な外交関係が回復された後、平和条約の締結に関する交渉を継続することに同意する。

ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえかつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引き渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は、日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引き渡されるものとする。

10　この共同宣言は、批准されなければならない。この共同宣言は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかに東京で行われなければならない。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この共同宣言に署名した。

1956年10月19日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書２通を作成した。

日本国政府の委任により

鳩山一郎

河野一郎

松本俊一
ソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会の委任により
N・ブルガーニン
D・シェピーロフ_

4. 「北方領土問題」の発生

1957 年 2 月 13 日　戦後最初のソ連駐日大使テヴォシャン着任。

4 月 20 日　フルシチョフ、日ソ共同で米英に対し核実験中止を要求することを提案。
岸内閣、これを拒否。

5 月 16 日　岸首相、参議院で、ソ連が南千島を返還しない限り平和条約は結ばないと言明。

5 月 23 日　米国、1954 年 11 月 7 日に北海道沖におけるソ連戦闘機による米軍機撃墜事件の賠償を要求する書簡をソ連に送付。

「日本に関するヤルタ協定も 1951 年 9 月 8 日サンフランシスコで調印された対日平和条約も歯舞群島におけるいかなる権原をもソ連邦へ移譲しなかったしこれら諸島における日本の権原を縮小せしめたものではなく、且つ、これらの文書における「千島列島」という字句は、従来常に日本本土の一部であったものであり従って正義上日本の主権下にあるものと認められるべき歯舞群島、色丹島又は国後島、択捉島を含んでもいなければ含む様に意図されもしなかった」。

→国後島・択捉島に関する米国の明確な方針転換

米国の 1957 年 5 月 23 日付ソ連宛書簡（部分）[2]

（前略）

ソ連政府はこの事件に関する書簡において歯舞群島及び隣接する海・空域に対する自国の領土権の主張に言及している。それは暗にかかる主張の範囲に関する問題を提起しているわけである。周知の如く米国政府はこれら諸島に対するソ連政府の領土権の主張を争っているけれども、米国政府は問題の地域の上空飛行、特に1954年11月7日の事件の際の様な状況の下での上空飛行や、あるいは平和的な外交交渉並びに司法的解決の方法以外の方法でこれを争うこととしたことはない。それゆえ、米国政府はこの機会を利用して、次の如き宣言を行うものである。

A　歯舞群島に対する主権に関するソ連の主張について

１、1954年11月17日の書簡において米国政府は、歯舞群島はソ連政府が不法に占領を続けている日本国領土の不可分の一部であるとの日本政府の主張を米国が支持するものであると述べた。この申立てについてコメントしたソ連政府の1954年12月11日の書簡は、これが「千島列島に関するヤルタ協定の諸条項と明らかに矛盾する」ものであると述べている。米国政府はこの点に関する自国の立場のよりくわしい陳述として1952年10月7日の同様な事件のためソ連政府に対し訴訟手続を提起した際の米国政府の訴状の付属書として国際司法裁判所の記録に収録されている1954年9月25日の書簡に言及し、1945年2月11日の日本に関するヤルタ協定はいかなる日本領土における法的権原をもソ連邦に移譲する効力を持つ様には意図されたものではなかったし、又そうした効力をもってもいなかったということ、特に、日本に関するヤルタ協定も1951年9月8日サンフランシスコで調印された対日平和条約も歯舞群島におけるいかなる権原をもソ連邦へ移譲しなかったしこれら諸島における日本の権原を縮小せしめたものではなく、且つ、これらの文書における「千島列島」という字句は、従来常に日本本土の一部であったものであり従って正義上日本の主権下にあるものと認められるべき歯舞群島、色丹島又は国後島、択捉島を含んでもいなければ含む様に意図されもしなかったということを繰り返し言

[2] 同上、23 頁。

明する。これらの諸島を専有し、これらに対し主権を行使することを企図しているソ連政府の行動は、従って、現在においても不当且つ不法であり、1954年11月7日においても不当且つ不法であった。米国政府は、ソ連政府がこの点に関する自国の主張の正当性を、国際紛争の平和的解決及び国際法と秩序の維持のため、確立された司法手続による審査に付託することを一貫して行っておらずこれを拒否しているということを再び指摘するものである。（以下略）

1957年6月　フルシチョフ、訪ソした日本の記者（朝日新聞編集局長・広岡知男）のインタビューで、「日本は条約そのものをなぜ早く結ばないのだろうか」と発言。

1959年9月11日　フルシチョフ、訪ソした自民党三木武夫に、択捉島と国後島を日本に返還したら、「これらの島がソ連攻撃の基地として使われる」と発言。

12月　日ソ共同宣言後、歯舞、色丹から引き上げていたソ連住民が、新しいサンマ加工工場の建設とともに島に帰還し始める。

1960年1月27日　日米安保条約に関するソ連政府の対日覚書。

「ソ連邦は、極東における平和機構を阻害し、ソ日関係の発展にとって支障となる新しい軍事条約が、日本によって締結せられるような措置を黙過することはもちろんできない。この条約が事実上日本の独立を失わしめ、日本の降伏の結果日本に駐屯している外国軍隊が日本領土に駐屯を続けることに関連して、歯舞及び色丹諸島を日本に引き渡すというソ連政府の約束の実現を不可能とする新しい事態がつくり出されている。

平和条約調印後、日本に対し右諸島を引き渡すことを承諾したのは、ソ連政府が日本の希望に応じ、ソ日交渉当時日本政府によって表明せられた日本国の国民的利益と、平和愛好の意図を考慮したがためである。しかしソ連政府は日本政府によって調印せられた新条約が、ソ連邦と中華人民共和国に向けられたものであることを考慮し、これらの諸島を日本に引き渡すことによって、外国軍隊によって使用せられる領土が拡大せられるがごときことを促進することはできない。よってソ連政府は、日本領土からの全外国軍隊の撤退及びソ日間平和条約の調印を条件としてのみ、歯舞及び色丹が1956年10月19日付ソ日共同宣言によって規定されたとおり、日本に引き渡されるだろうということを声明することを必要と考える」[3]。

2月5日　日本政府、直ちに抗議の覚書を送付。

「ソ連邦政府が、今回の覚書において日米間の新条約と歯舞群島及び色丹島の引渡し問題とを関連させていることは極めて不可解である。歯舞群島、色丹島については、日ソ共同宣言において『ソヴィエト社会主義共和国連邦は、日本国の要望にこたえ、かつ日本国の利益を考慮して、歯舞群島及び色丹島を日本国に引渡すことに同意する。ただし、これらの諸島は日本国とソヴィエト社会主義共和国連邦との間の平和条約が締結された後に現実に引渡されるものとする』明確に規定されている。

この共同宣言は、日ソ両国関係の基本を律する国家機関によって批准された正式の国際文書である。この厳粛な国際約束の内容を一方的に変更し得ないことはここに論ずるまでもない。さらにまた日ソ共同宣言が調印された際、すでに無期限に有効な現行安全保障条約が存在し、日本国に外国軍隊が駐留しており、同宣言はこれを前提とした上で締結されたものである。この事実からしても、日ソ共同宣言における合意がいささかの影響をも受ける事由は存じない。

[3] 同上、26頁。

日本国政府は、領土問題について共同宣言の規定に新しい条件を付し、これによって宣言の内容を変更せんとするソ連邦の態度は、これを承認することができない。またわが国は歯舞群島、色丹島のみならず、他の日本固有の領土の返還をあくまでも主張するものである」[4]。

↓

ソ連の宣言の内容を一方的に変更する覚書も日本政府の言うとおり不当なものだが、日本政府の反論の中での「他の固有の領土の返還」論もまたソ連からすれば共同宣言に反する不当なもの。

1960 年 5 月 31 日　米国国家安全保障会議文書「対日政策ステートメント」。

「日本が中ソ・ブロックに対するその正当な領土、漁業、その他の要求を出し、中立化や政治的譲歩を求める中ソの圧力に抵抗するよう支持し、激励する。クリル諸島と南サハリンに対する主権を求めるソ連の主張に譲歩しない」。

1961 年 9 月 25 日　フルシチョフの池田首相あて書簡。

「領土問題は一連の国際協定によって久しき以前に解決済みである」。

10 月 3 日　池田首相、衆議院予算委員会での発言。

「千島とは得撫島以北十八の島をさすことに国際的になっておるわけでございます」→10 月 6 日、政府見解となる。

1961 年 10 月 3 日衆議院予算委員会での池田首相発言[5]

○池田国務大臣　北方領土の問題に対しまして、フルシチョフ氏がああいう回答をしてきたことは、事実を無視した暴論である、私は絶対にこれに承服するわけには参りません。お話しの通り、幕府時代の日露条約にいたしましても、また明治八年の南樺太、千島の交換の場合におきましても、千島とは得撫島以北十八の島をさすことに国際的になっておるわけでございます。クーリル・アイランズとは、得撫島以北十八島になっておるわけでございます。だからそれに含まない択捉、国後、歯舞、色丹は、当然これは日本固有の領土であります。カイロ宣言を受けましたポツダム条約をわれわれは受諾いたしたのでございますが、カイロ宣言には、やはり固有の領土を侵害するものではないということをはっきりきめてある。そしてヤルタ協定をソ連は持ち出しておりまするが、アメリカにおきましても、これを今では否認する気持になっておる。また先般日ソ共同宣言のときも、アメリカにおきましては択捉、国後は日本の固有の領土であるということを言っておるのであります。これは国際的にも認められておる。しかもサンフランシスコ条約に調印しないソ連が、サンフランシスコ条約で得撫島以北のクーリル・アイランズを放棄したものを、自分の方に放棄したということを言うのは、これはとんでもない矛盾撞着であると私は考えます。その後におきましても松本全権が、領土問題は平和条約のときに話をする、こういうグロムイコとの協定があるのであります。私はこういう事実から申しまして、われわれの主張は絶対に歴史的にも国際的にも正しいと考えておるのであります。

1961 年 11 月 15 日　池田首相、フルシチョフ宛書簡。

「日本政府がサン・フランシスコ条約によつてその権利を放棄した『千島列島』は、この歴史的にも明らかな概念であるウルツプ以北の十八島を指すものであつて、元来『千島列島』に含まれぬ固有の日本領土であるクナシリ，エトロフ両島については、日本政府はなんらの権利をも放棄したものではないのであります」。

[4] 同上、26 頁。
[5] 国会会議録検索システム（http://kokkai.ndl.go.jp/）により検索。

1961 年 11 月 15 日付フルシチョフソ連大臣会議議長・ソ連共産党第 1 書記宛池田首相書簡[6]

閣下

私は，さきに閣下のお送りした本年八月二十六日付け私の書簡に対する返簡として閣下が送付された本年九月二十五日付けの書簡を注意深く拝見しました。

貴簡の中には軍事基地の問題，日米安全保障条約の問題，軍縮問題等いくつかの重要な問題が触れられてありますが，これらの諸問題に対する日本政府の見解は，閣下ならびにソ連邦政府にあてたこれまでの私の書簡ならびに日本政府の文書においてすでにたびたび述べたところで明らかなとおりでありますので，ここに再び繰り返えす必要はないと思います。しかしながら領土問題については，これが極めて重要な問題であると考えますので，閣下の述べられているところで遺憾ながら事実に反する点を是正する意味で，私の所信を表明したいと思います。

閣下は，日ソ間の領土問題についてこれが一連の国際諸協定によつてすでに解決済みであると述べておられますが，元来戦争の結果としての領土の帰属変更が平和条約により初めて確定されるものであることは閣下も十分に御承知のところであります。

しかして日ソ両国政府は，歯舞，色丹を除いては領土問題について合意に到達できなかつたので，戦争状態を終結する形式として平和条約によらず共同宣言によることとし，もつて国交を回復することとなつたのでありまして，こうした経緯に徴しましても，未だ平和条約の締結されていない現在，領土問題が日ソ間において解決済みでないことは余りにも明瞭であります。

閣下が日ソ間の領土問題は解決済みであると主張する根拠とされている「一連の国際協定」なるものが，具体的にはどのような協定を指しているか明らかではありませんが，おそらくヤルタ協定，サン・フランシスコ平和条約等を指しておられるのではないかと推察されます。

しかしながらヤルタ協定は，ソ連に対し南樺太を返還し，千島列島を引渡すべき旨述べてはいますが，しかし同協定については，米国は「単にその当事国の当時の首脳者が共通の目標を陳述した文書にすぎず，その当事国によるなんらの最終的決定をなすものでなく，また領土移転のいかなる法律的効果をもつものでない」と，明言しているのであります。

しかのみならず，わが国はそもそも本協定の当事国でもなく，またわが国が受諾したポツダム宣言も，ヤルタ協定にはなんら触れておらず，しかも本協定は当時全く秘密とされていたのであります。したがつてわが国としては，法律的にも政治的にもなんら同協定に拘束されるものでなく，貴国政府はわが国との関係において本協定を援用することはできないものであります。

また閣下がおそらくその主張を根拠づけるため援用しておられると思われるサン・フランシスコ平和条約についても，日本が同条約により「南樺太および千島列島に対する一切の権利，権原および請求権を放棄した」こと事実でありますが，同条約には，日本が何国のためにこれら地域に対する権利を放棄するかは規定されておりません。サン・フランシスコ平和会議のソ連首席代表であつたグロムイコ現外相は，同会議の席上行なつた演説の中で，「日本がこれら領土に対するソ連邦の主権を認めるべき日本の明白な義務についてなにも述べられていない」と述べて，同条約がソ連政府の主張する権利を否定するものとして非難した経緯があり，しかもこのような点をも理由としてソ連政府が同条約に署名を拒否していることからみても，ソ連は，サン・フランシスコ条約によつて日本が放棄した領土に対し，なんらの権利をも主張できる立場にないのであります。

こうした事情を考慮すれば，領土問題はすでに解決済みであるという閣下の主張が根拠を欠くことはきわめて明瞭であります。

[6] データベース「世界と日本」（代表：田中明彦）日本政治・国際関係データベース（政策研究大学院大学・東京大学東洋文化研究所）（https://worldjpn.net/documents/texts/JPUS/19610812.O1J.html）。

日本政府が受諾したポツダム宣言にはソ連政府も参加しておりますが，同宣言にはカイロ宣言の条項が履行されるべき旨明記されております。しかして，このカイロ宣言には，日本は，日本が「暴力および貪欲により略取」した地域から駆逐されると述べられているほか，連合国自身については，「自国のためになんらの利得をも欲求するものでなく，また，領土拡張の意思も全く有しない」旨がはつきりと宣言されております。しかるにソ連政府が，日本が決して「暴力および貪欲により略取」した領土でない千島列島のみならず，古来日本人のみが居住し，しかもかつて他国に領有されたことのないクナシリ・エトロフ両島にまで，その領有権を主張していることは，このカイロ宣言の条項とも全く矛盾するものと申さざるをえません。

閣下はまた，日本政府は「日本の領土でない領土の日本への返還問題を提起し，『固有の領土』についての問題をみずから提起することによつて，サン・フランシスコ条約の当該規定の承認を避けようとしている」と述べておられますが，「『固有の領土』についての問題」とはおそらく，クナシリ，エトロフ両島を指すものと考えられます。しかしながら，これら諸島は幕府時代の十九世紀中頃よりすでに日本固有の領土として国際的にも認められていたものでありまして，帝政ロシア政府も一八五五年の日露通好条約によつてこれら諸島が日本の領土であることを承認しているのであります。しかして日本政府とロシア政府との間に結ばれた一八七五年の千島・樺太交換条約は「千島列島」としてウルツプ以北の十八島をあげ，その千島列島は南樺太と交換の上で日本領土とさるべきことを定めたものであります。従つて日本政府がサン・フランシスコ条約によつてその権利を放棄した「千島列島」は，この歴史的にも明らかな概念であるウルツプ以北の十八島を指すものであつて，元来「千島列島」に含まれぬ固有の日本領土であるクナシリ，エトロフ両島については，日本政府はなんらの権利をも放棄したものではないのであります。

しかもこれら両島には戦争終結に至るまえで日本人のみが居住していたのでありますが，いまやこれらの日本人は，総て放逐され，父祖代々の墳墓に参拝することすら許されない状態にあるのであります。しかして終戦と同時にこれらの島を占領したソ連政府がその国民を続々と本国よりこれらの島へ移住せしめている事実に，日本政府は無関心たりえないのであります。

固有の領土に対する民族の愛着は，他国の固有の領土を占領したうえこれを合法化せんとするこのような試みによつても決して消えさるものではありません。私は閣下が，日本民族固有の領土を速やかに返還されることによつて，日ソ両国民が良き隣人として共存しうる基盤を作り上げるよう尽力されることを切望してやまないのであります。私は何人にもまして，日ソ間に領土問題が解決し，速やかに平和条約が締結されることを望むものでありますが，遺憾ながらいまだその実現をみるに至つていない現実においては，両国は専ら日ソ共同宣言を指針として相互の関係を律して行くべきものと考えます。すなわち，それは一般的原則として，国際紛争の平和的解決，武力による威嚇または武力の行使を慎むこと，国連憲章第五十一条の個別的，集団的自衛の固有の権利の確認，相互の国内事項に干渉しないことの四点を含むものであります。

私は両国政府によつてすでに確認せられたこの基礎の上に立つて，日ソ両国の善隣関係増進のため，ひいては全世界の平和のために，あらゆる努力をおしむものではないことを本書簡を結ぶに当つて特に申し添えるものであります。

敬具

日本国内閣総理大臣　池田勇人

ソヴィエト社会主義共和国連邦
大臣会議議長
エヌ・エス・フルシチョフ　閣下

↓

「北方領土問題」の発生